

第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画 (概要版) (案)

令和7年 月

豊川市

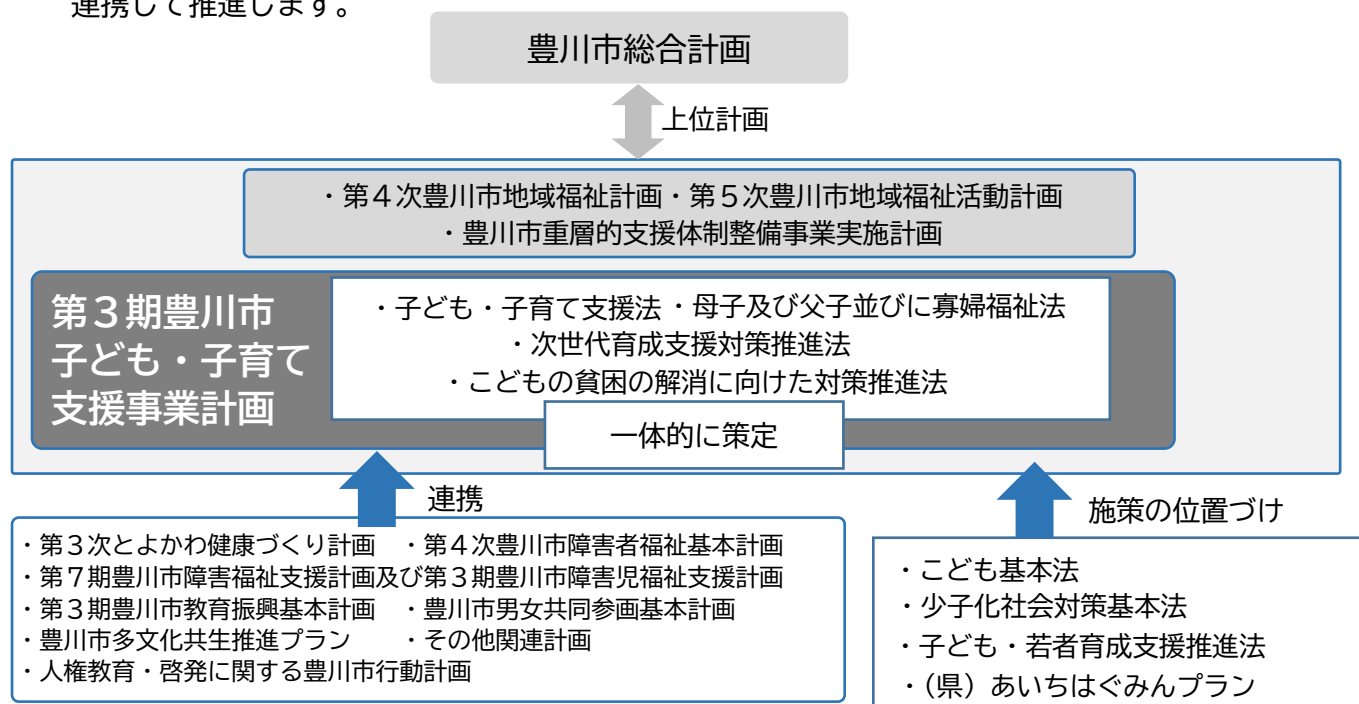
1 計画策定の背景と趣旨

我が国において、少子化を伴う人口減少の進展や児童虐待相談が過去最多となる等、子どもを取りまく状況は深刻化していますが、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策の総合的な推進を目的として令和5年4月に「こども家庭庁」が発足するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

こうした中、「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、国から示された「こども大綱」の理念・方針も踏まえ、引き続き計画的に子ども・子育て支援施策を推進するため、令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

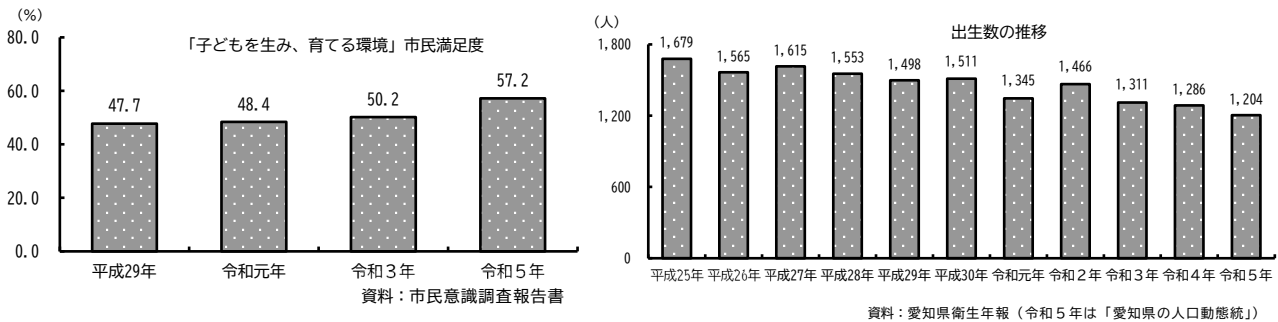
本計画は、豊川市総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などに基づき、一体的に策定され、保健、医療、福祉、教育など各分野の施策と連携して推進します。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 「こどもまんなか社会」づくりへの意識醸成

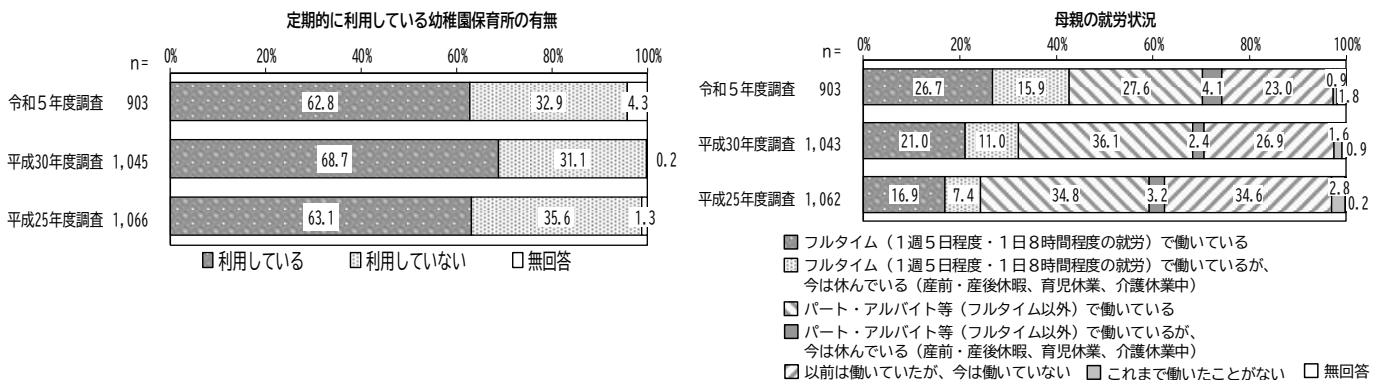
子育て施策への満足度は向上していますが、依然として児童数・出生数は減少傾向にあることから、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもの心の育ちの支援や意識改革を進め、子どもの権利を社会全体で意識する取り組みが必要です。



(2) 幼児教育・保育サービスの充実

現在、幼稚園や保育所の利用者は約6割で、そのうち保育所の利用が7割、幼稚園は2割となり、「幼稚園（通常の終焉時間だけ利用している）」が減少している一方で、認定こども園や小規模保育事業所の利用が増加し、長時間預けられる保育サービスのニーズが高まっています。

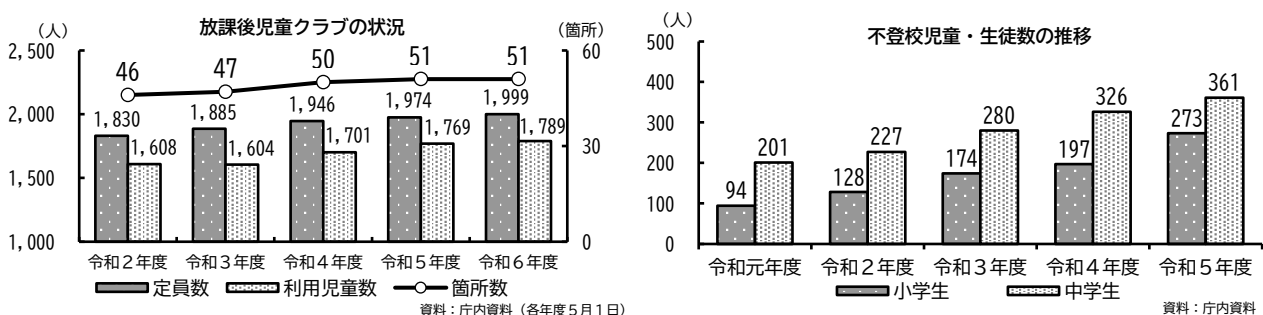
母親の就労や父親の育児休暇取得の増加に伴い、保育サービスの需要の高まりが想定されるため、保育士確保や公立保育園の整備など、保育サービスの充実が必要です。



(3) 児童等の健全育成及び若者支援

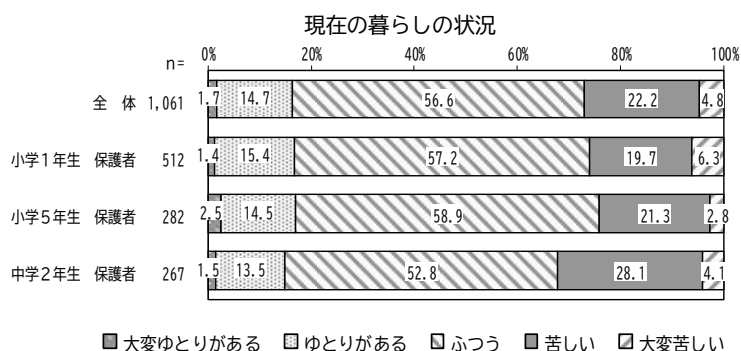
母親の就労や社会参加の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望割合が高まっていることから、ニーズを正確に把握し、受け入れ体制を整える必要があります。

また、いじめや、不登校が増加しており、子どもたちが相談できる環境作りと継続的な支援が必要です。さらに、就労や結婚等、青年期の悩みに対しては個別相談や伴走型支援が重要です。



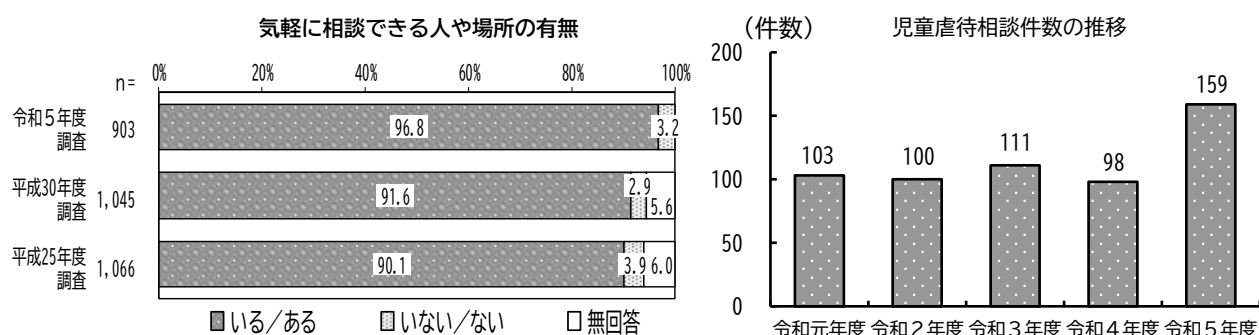
（４）経済的支援の充実及びひとり親家庭の支援

世帯年収が低いほど生活が苦しいと感じていたり、進学をあきらめる子どもが増えています。全世帯の約３割が生活に困難を感じており、経済的負担の軽減を図る取組の充実が求められます。



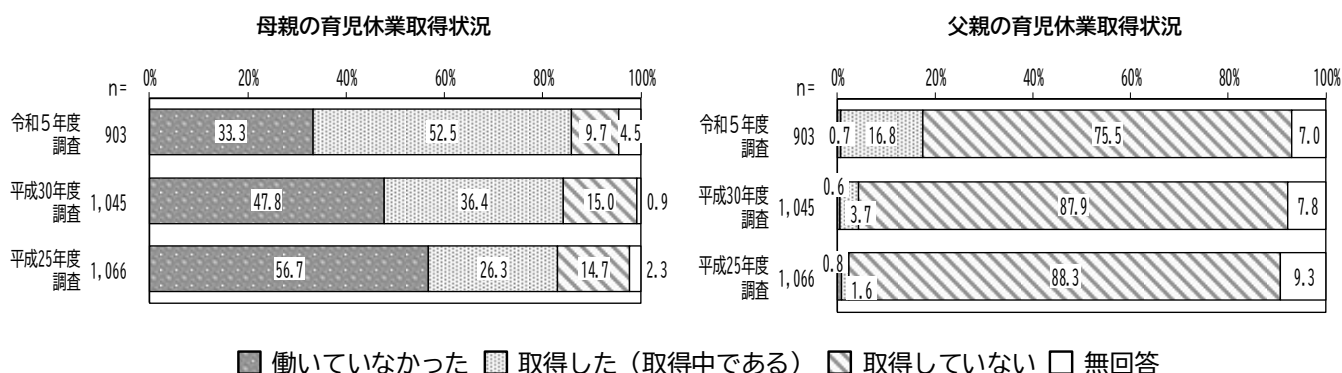
（５）相談事業や子育て支援サービスの充実

約９割の方が子育てに関して気軽に相談できる場所があり、相談先は親族や友人が中心となっていると回答がありました。一方で、児童虐待やヤングケアラー等に関する相談が増えていることから、専門的な相談環境の整備が求められており、「こども家庭センター」の本格実施や、「地域子育て相談機関」の設置等の相談事業の充実が必要です。



（６）柔軟な就労体制や育児休業取得に係る啓発

就学前児童の母親の約４分の１、就学児童の母親の約３割以上がフルタイムで働いています。母親の育児休業の取得率は５割を超え、父親の取得率は２割未満ですが、父親の育児休業取得率も増加していることから、引き続き子育てと仕事の両立を支援する環境整備と啓発が必要です。



4 計画の理念と体系

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」の実現を踏まえ、『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』を基本理念とします。

基本理念	基本目標	施策の推進 事業・施策（●法定事業 ○法定外事業 ■新規追加 ▲新規掲載）
はばたけ 未来へ 豊川っ子！	1 「こどもまんなか社会」の構築	（1）「こどもまんなか社会」づくりの推進 ○■子どもや若者の意見を聞く取組の実施（子育て支援課） ○▲こどもまんなか社会の推進に向けた周知及び啓発の実施（子育て支援課） ○ ふれあい体験の実施（保健センター） ○▲人権尊重意識の啓発（人権生活安全課） ○ 子育てサポーターの養成事業（子育て支援課） ○ 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり（子育て支援課） ○ 赤ちゃんの駅事業（子育て支援課）
	2 安心してこどもを 生み育てる環境 づくり	（1）子どもと母親の健康の確保 ● 妊婦健康診査事業（保健センター） ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（保健センター） ●▲こども家庭センター（母子保健機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型）（保健センター） ●▲妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業）（保健センター） ○▲妊婦のための支援給付（出産・子育て応援事業）（保健センター） ● 産後ケア事業（保健センター） ○ 母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施（保健センター） ○ 乳幼児健康診査・子育て教室の実施（保健センター） ○ 産婦健康診査事業（保健センター） ○ 産前・産後ヘルパー利用費補助事業（保健センター） ○▲育児相談（保健センター） ○▲産前産後サポート事業（保健センター） ○▲豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始（保健センター） （2）幼児教育・保育サービスの充実 ● 認可保育所等における通常保育の充実（保育課） ● 時間外保育事業（延長保育）（保育課） ●■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（保育課） ● 保育所その他の場所での一時預かり事業（保育課・子育て支援課） ● 幼稚園における一時預かり事業（保育課） ● 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課） ○ 認定こども園への移行促進（保育課） ○ 小規模保育事業等の整備促進（保育課） ○ 相互連携の充実（保育課） ○ 保育所等利用料等減免（保育課） ○▲保育園等における給食費の無料化（保育課） ○■私立幼稚園入園応援金支給事業（保育課）
	3 児童・青少年の 健全育成及び若 者への支援	（1）児童・青少年の健全育成 ● 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営（子育て支援課） ○■放課後居場所緊急対策事業の実施（子育て支援課） ○ 心理教育相談事業（学校教育課） ○▲いじめや不登校などの早期発見・早期対応に向けた取組の推進（学校教育課） ○▲豊川市不登校対策委員会の取組の推進（学校教育課） ○▲適応指導教室「さくらんぼ」における支援（学校教育課） ○ 放課後子ども教室（生涯学習課） ○ 定住外国人の子どもの就学支援事業（市民協働国際課） ○▲社会教育関係団体等活動費補助事業（生涯学習課） （2）若者への支援 ○ 少年愛護センター相談事業（生涯学習課） ○ 少年愛護センター心理相談（生涯学習課） ○▲若年者就労支援事業（商工観光課） ○▲地域技能者活用事業（商工観光課） ○▲創業教室（商工観光課） ○▲子ども・若者支援地域協議会の開催（生涯学習課） ○▲結婚支援事業（子育て支援課）

基本理念	基本目標	施策の推進 事業・施策（●法定事業 ○法定外事業 ■新規追加 ▲新規掲載）
はばたけ 未来へ 豊川っ子！	4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援	（１）こどもの貧困対策・ひとり親家庭への支援 ● 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課） ● 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（保育課） ○ 子どもの学習・生活支援事業（地域福祉課） ○ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（学校教育課） ○ 子ども食堂支援事業（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（母子家庭等相談）（子育て支援課） ○▲ひとり親家庭等の自立支援（母子生活支援施設実施委託事業）（子育て支援課） ○▲ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭日常生活支援事業）（子育て支援課） ○■ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭に対する生活支援事業）（子育て支援課） ○■ひとり親家庭等の自立支援（ひとり親家庭に対するこどもの学習支援）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（自立支援教育訓練給付金支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練促進給付金支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練修了支援給付金支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（児童扶養手当の支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（遺児の育成をはかる手当の支給）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（児童クラブ利用者負担額減免）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（母子・父子家庭医療費の助成）（保険年金課） ○▲ひとり親家庭等の自立支援（養育費確保支援）（子育て支援課） （２）障害児・医療的ケア児等への支援 ○ 児童発達支援センターの設置（子育て支援課・障害福祉課） ○▲児童発達相談事業（子育て支援課） ○▲巡回支援訪問事業（地域における障害児支援対策の強化とインクルージョンの推進）（子育て支援課） ○▲家族支援プログラム講座（家族支援の充実）（子育て支援課） ○▲支援者への研修（専門的支援が必要な障害児の支援の強化）（子育て支援課） ○▲医療的ケア児等総合支援事業（障害福祉課） ○■ペアレントメンターの養成（障害福祉課） ○ 加配保育の充実（保育課） ○ 学級運営支援員配置（学校教育課） ○ 特別支援教育支援員派遣事業（学校教育課） ○■障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築（障害福祉課） ○■地域生活支援の充実（障害福祉課） （３）児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援 ● 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課） ● 養育支援訪問事業（子育て支援課） ●■親子関係形成支援事業（子育て支援課） ●▲子育て世帯訪問支援事業（子育て支援課） ●▲こども家庭センター（児童福祉機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型）（子育て支援課） ○ 要保護児童対策地域協議会の実施（子育て支援課） ○▲ヤングケアラー対策事業（子育て支援課） ○ 家庭児童相談室の設置（子育て支援課）
	5 子育てしやすい環境の整備	（１）子育て支援サービスの充実・環境整備 ● 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、児童館、つどいの広場）（子育て支援課） ● 利用者支援事業（基本型Ⅰ型・特定型）（子育て支援課・保育課） ● 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター：就学児童のみ）（子育て支援課） ●■地域子育て相談機関の設置（利用者支援事業：基本型Ⅲ型）（子育て支援課） ○▲子育て支援センター実施事業の充実（子育て支援課） ○ 児童館事業（子育て支援課） ○ 主任児童委員、民生・児童委員活動との連携（子育て支援課） ○▲大学との連携（子育て支援課） ○▲多言語対応の充実（市民協働国際課） ○▲児童福祉施設における長寿命化等（子育て支援課） ○ 食育の推進（学校給食課） ○ 食に関する指導の充実（保育課・学校給食課）

基本理念	基本目標	施策の推進	
		事業・施策（●法定事業 ○法定外事業 ■新規追加 ▲新規掲載）	
はばたけ 未来へ 豊川っ子！	5 子育てしやすい 環境の整備	（２）経済的支援の実施 ○▲子育て応援金支給事業（ファーストバースデー祝い金支給事業）（子育て支援課） ○▲児童手当の支給（子育て支援課） ○ 拠点地区定住促進事業（都市計画課） ○ 子ども医療費支給事業（保険年金課） ○ 保育所等利用料等減免（再掲）（保育課） ○▲保育所における給食費の無料化（再掲）（保育課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（児童扶養手当の支給）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（遺児の育成をはかる手当の支給）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練促進給付金の支給）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等職業訓練修了支援給付金支給）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（児童クラブ利用者負担額減免）（再掲）（子育て支援課） ○ ひとり親家庭等の自立支援（母子・父子家庭医療費の助成）（再掲）（保険年金課）	
		（３）仕事と子育ての両立の推進 ● 病児・病後児保育事業（保育課） ○ 育児休業明け保護者の職場復帰への支援（保育課） ○ 休日保育事業（保育課） ○▲ハッピー☆パパ育児プロジェクト！！の実施（子育て支援課） ○ ワーク・ライフ・バランスに関する推進・啓発（人権生活安全課） ○▲男女共同参画に関する推進・啓発（人権生活安全課）	

合計事業数	法定事業	法定外事業
109（再掲除く）	24	85（再掲除く）

うち新規追加	うち新規掲載
11	37

●子どもたちの声

計画策定にあたって、子ども調査において、子ども本人が考える子どものための取組について、自由に意見をうかがったところ、主に次のような意見が寄せられました。

① 相談できる場所について

- ・気軽に悩みを相談するところを作ってほしい。・皆と交流して悩みや不安を解決できる場所がほしい。
- ・インターネット上で話し合える、面とむかって話したくない事でも話せる場がほしい。
- ・同じ思いをしている人と話しあえる場所がほしい。

② 公園について

- ・公園を増やしてほしい。・屋外だけではなく、屋内でも体を動かせるような場所がほしい。
- ・高学年でも遊べる遊具を作ってほしい。・もっと娯楽を増やしてほしい。

③ 児童館について

- ・児童館などで、ただ話したいという人が集まって話ができたらと思う。・児童館に本を増やしてほしい。・児童館に友達と話しながら勉強できるスペース、飲食できる場所がほしい。・児童館が小さい子を優先しすぎて中学生は楽しむことができない。

④ 居場所について

- ・気が楽で居られるような場所がほしい。・老若男女問わず、交流できる会があればよい。

⑤ その他

- ・通学路の歩道の幅の見直しや、ガードレールの設置をしてほしい。・災害への対策を強化してほしい。・もっと、子どもたちだけで考えて子どもたちだけで行動を起こす場がほしい
- ・町をきれいにしてほしい。・「子ども 110 番の家」を増やしてほしい。（家のまわりがないから心配）

5 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

法定事業－＜法＞ 新規追加事業－【新】 新規掲載事業－〔新〕

妊娠期	産後期	乳児期	幼児期	小学生	中学生	高校生	青年期	子育て家庭全般
基本目標 1		赤ちゃんの駅事業	子育てサポーターの養成事業	ふれあい体験の実施				【新】子どもや若者の意見を聞く取組の実施 〔新〕こどもまんなか社会の推進に向けた周知及び啓発の実施 〔新〕人権尊重意識の啓発 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり
基本目標 2	母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施 ＜法＞妊婦健康診査事業 ＜法＞〔新〕妊婦等包括相談支援事業 〔新〕妊婦のための支援給付 産前・産後ヘルパー利用費補助事業	産婦健康診査事業 ＜法＞乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）						＜法＞多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 認定こども園への移行促進 小規模保育事業等の整備促進 〔新〕豊川市総合保健センター（仮称）の供用開始
		＜法＞〔新〕こども家庭センター（母子保健機能）の運営（利用者支援事業：こども家庭センター型）						
		〔新〕産前産後サポート事業	乳幼児健康診査・子育て教室の実施					
		〔新〕育児相談						
	＜法＞産後ケア事業	＜法＞認可保育所等における通常保育の充実 ＜法＞時間外保育事業（延長保育） ＜法＞〔新〕乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ＜法＞保育所その他の場所での一時預かり事業 ＜法＞幼稚園における一時預かり事業 〔新〕保育園等における給食費の無料化						
			相互連携の充実					
			保育所等利用料等減免					
			〔新〕私立幼稚園入園応援金支給事業					
基本目標 3				＜法＞放課後児童健全育成事業の運営 〔新〕放課後居場所緊急対策事業の実施 心理教育相談事業 〔新〕いじめや不登校などの早期発見・早期対応に向けた取組の推進 〔新〕豊川市不登校対策委員会の取り組みの推進 〔新〕適応指導教室「さくらんぼ」における支援 放課後子ども教室 定住外国人の子どもの就学支援事業 少年愛護センター相談事業、少年愛護センター心理相談 〔新〕若年者就労支援事業 〔新〕地域技能者活用事業 〔新〕創業教室 〔新〕結婚支援事業 〔新〕子ども・若者支援地域協議会の開催 〔新〕社会教育関係団体等活動費補助事業				

6 教育・保育提供区域の設定及び量の見込みと確保方策（法定事業）

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。



①教育・保育の区域設定、量の見込みと確保の内容

認定区分	対象となる子ども
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども

区域設定 ●－市域全体（1区域）、○－4つの区域

認定区分・利用できる施設	区分	推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
●1号認定 幼稚園（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）及び認定こども園（幼稚園部分）	量の見込み	1,098人	1,108人	1,118人	1,128人	1,138人
	確保方策	1,412人	1,412人	1,412人	1,412人	1,412人
○2号認定 保育所及び認定こども園	量の見込み	3,227人	3,173人	3,120人	3,067人	3,015人
	確保方策	3,634人	3,632人	3,644人	3,629人	3,608人
○3号認定 保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業等	0歳	量の見込み	122人	124人	126人	128人
		確保方策	226人	229人	229人	232人
	1歳	量の見込み	592人	610人	629人	648人
		確保方策	659人	662人	666人	673人
	2歳	量の見込み	789人	813人	837人	862人
		確保方策	876人	882人	886人	896人

※概要版では市域全体のみ掲載しています。

②地域子ども・子育て支援事業の区域設定、量の見込みと確保の内容

区域設定 ●－市域全体（１区域）、○－４つの区域

事業	区分	推計				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
○時間外保育事業 （延長保育）	見込み量	161人	161人	161人	161人	161人
	確保方策	161人	161人	161人	161人	161人
○放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	見込み量	1,905人	1,921人	1,942人	1,961人	1,979人
	確保方策	2,167人	2,291人	2,296人	2,311人	2,316人
●子育て短期支援事業 （ショートステイ）	見込み量	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
	確保方策	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
○地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター等）	見込み量	45,799人回	45,429人回	45,069人回	44,699人回	44,322人回
	確保方策	45,799人回	45,429人回	45,069人回	44,699人回	44,322人回
●幼稚園における一時預かり事業	見込み量	25,034人日	25,262人日	25,490人日	25,718人日	25,946人日
	確保方策	25,034人日	25,262人日	25,490人日	25,718人日	25,946人日
●保育所その他の場所での一時預かり事業	見込み量	7,560人日	7,560人日	7,560人日	7,560人日	7,560人日
	確保方策	7,560人日	7,560人日	7,560人日	7,560人日	7,560人日
●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	見込み量	62人日	62人日	62人日	62人日	62人日
	確保方策	62人日	62人日	62人日	62人日	62人日
●病児・病後児保育事業	見込み量	400人日	500人日	600人日	700人日	800人日
	確保方策	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
●子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） ＜就学児童のみ＞	見込み量	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
	確保方策	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
●利用者支援事業	見込み量	14箇所	26箇所	33箇所	42箇所	48箇所
	確保方策	14箇所	26箇所	33箇所	42箇所	48箇所
●妊婦健康診査事業	見込み量	15,020人	14,875人	14,778人	14,681人	14,596人
	確保方策	15,020人	14,875人	14,778人	14,681人	14,596人
●妊婦等包括相談支援事業 （出産・子育て応援事業）	見込み量	3,762人	3,726人	3,690人	3,666人	3,642人
	確保方策	3,762人	3,726人	3,690人	3,666人	3,642人
●乳児家庭全戸訪問事業 （こにちは赤ちゃん訪問）	見込み量	1,254件	1,242件	1,230件	1,222件	1,214件
	確保方策	1,254件	1,242件	1,230件	1,222件	1,214件
●産後ケア事業（新規）	見込み量	616人日	616人日	616人日	616人日	616人日
	確保方策	616人日	616人日	616人日	616人日	616人日
●養育支援訪問事業	見込み量	400人回	400人回	400人回	400人回	400人回
	確保方策	400人回	400人回	400人回	400人回	400人回
●実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園給食費）	見込み量	207人	207人	207人	207人	207人
	確保方策	207人	207人	207人	207人	207人
●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	今後の方向性	新規事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に向けた調査研究を進めるとともに、特別な支援が必要な子どもの受け入れができるようニーズ調査や該当することも園との調整等を進めます。				
●子育て世帯訪問支援事業（新規）	見込み量	260人日	260人日	260人日	260人日	260人日
	確保方策	260人日	260人日	260人日	260人日	260人日
●親子関係形成支援事業（新規）	見込み量	0人	0人	1人	1人	1人
	確保方策	0人	0人	1人	1人	1人

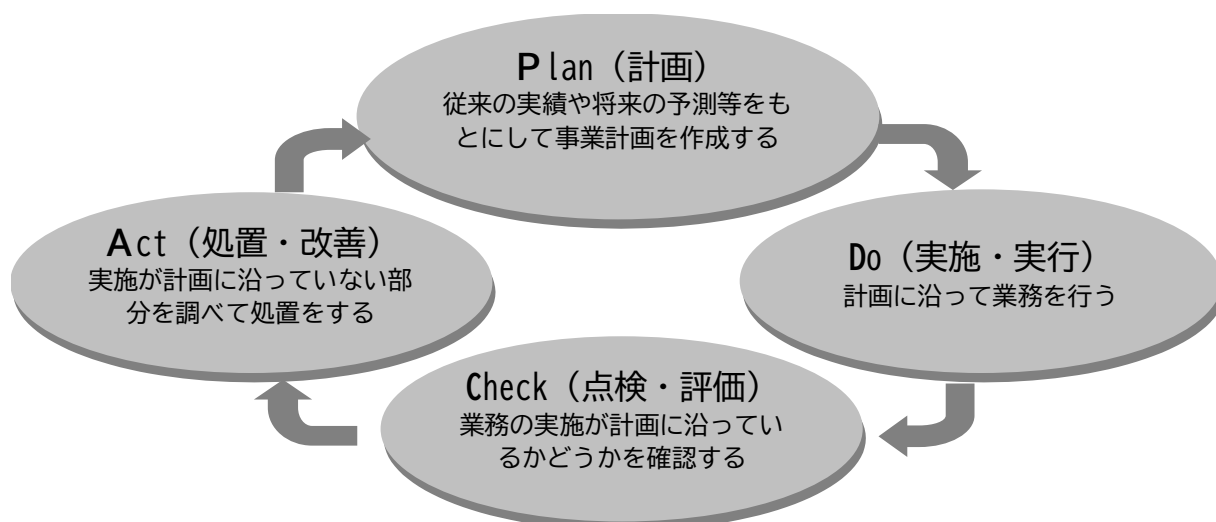
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。

8 計画の進行管理

(1) 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき必要に応じて対策を講じるものとします。



(2) 国・県等との連携

計画の推進には、国や県、近隣市との連携が重要で、専門的な支援や雇用環境整備において県と協力し、広域的な視点で施策を進めます。

第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画
概要版

令和7年 月

発行：豊川市 編集：子ども健康部 子育て支援課
〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
TEL 0533-95-0250 FAX 0533-89-2137